

環境福祉経済委員会記録

平成25年12月12日（木）

第1委員会室

10：00～15：55

1. 水道局関係分（10：00～10：12）

（1）付託事件審査

①議案第133号 光市水道給水条例の一部を改正する条例

【説明】：宮崎業務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○西村委員

おはようございます。質疑というか、確認をさせていただきたいのですが、これは政府が消費税を5%から8%に上げるということで、やむなくその3%分を値上げというか、水道料金のほうに転嫁をするといえますかね、そういうことでやむないという理解でよろしいですか。

○宮崎業務課長

そのとおりでございます。

○西村委員

はい。質問を終わります。

○土橋委員長

この際、暫時副委員長と交代いたします。

○大樂副委員長

それでは、暫時委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

【討論】

○土橋委員

私は、消費税増税には断じて反対でありますし、社会保障の財源というのは消費税ではない別の道で確保しようということを私たちは経済提言として発表し、具体的な財源も示しております。そういう観点から、この改正には反対をするものであります。

【採決】：賛成多数「可決すべきもの」

○大樂副委員長

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

(2) その他(所管事務調査)

【質 疑】

○笹井委員

それでは、熊毛地区の送水についてお聞きします。

今、布設工事をされている最中かと思いますが、熊毛地区に送水が行われると、光市の水道事業の経営の形態、収支、そういうところはどのように変わるのかについて、お答えください。特に私が気になっていますが、夏に行われた市議会報告会で市民から質問を送りまして、その回答をいただきましたが、それによりますと「そのコストを算出し、同額を周南市に請求するものであるため、利益は発生しません。」という回答が返ってきているわけです。この辺の考え方をお聞きしたいですし、特に利益が発生しないというのが、あんまり企業会計らしくない回答かなと思いましたのでお考えをお聞かせください。

○宮崎業務課長

確かに、ご質問いただいた回答にはそのようにお答えしております。その回答でございますが、委託料、周南市からいただく金額をはじく場合につきましては、受ける業務に合わせまして、それに係る経費を算出し、それをいただくという感覚でございます。水道局としては、そのことによって利益が発生するというようには思っておりません。

ただ、委員さんが言われます収支ベースでどうなのかということでございますが、その受ける委託業務を現行の職員でやった場合におきましては、現行費用で賄えるということで、収支は、改善されると予想はしております。

○笹井委員

わかりました。確認ですが、熊毛の送水がやられると、光市の水道事業として体質的に、経営的に改善となって、市民にとって利益になると、そういうことでよろしゅうございますね。

○宮崎業務課長

そうですね。その熊毛地区については取水・浄水・送水の工程を私どもに委託を受けるということが決まっておりますが、その業務内容が費用をはじいてみないとわかりませんが、現行の体制でできるのであればプラスになるということでございます。

○笹井委員

わかりました。

○大樂副委員長

意見を聞かせてください。今、耐震管の工事を進めていると思いますが、これは光合成の計画には載っておりますが、予定どおり着々と進んでいると思いますが、その辺の推移の経過と今後の減価償却での積み立ても必要だと思いますので、そのあたり説明をお願いします。

○田中水道局次長兼工務課長

減価償却につきましては、業務課長から回答させますが、現在年5キロ更新しております。光合成プランにのりまして順調に進んでいるということと、平成24年度末で耐震化率は27.9%ということになっております。

○宮崎業務課長

減価償却についてお答えをいたします。

確かに、古い管を新しく布設した場合には、減価償却が発生しますが、この減価償却につきましては、内部に留保される内部留保資金となるわけでございますので、これにつきましては、資産の造成に今後活用できるものと考えております。

○大樂副委員長

了解しました。よろしくをお願いします。

○田中委員

済いません、1点だけ。水道局にお聞きしていいのかわからないのですが、光の水は伏流水を使っているということで特徴がありまして、光の水のペットボトルがございまして、私どもが視察とか行くと、視察先でそのものが提供されたり、また市民対話集会のときにも思ったのですが、普通のお茶が出ていたのですが、そういったときにその光の水を提供して、光の水を売り込むというお考えがあるかどうかをお尋ねします。

○宮崎業務課長

そうですね、現在つくっておりますペットボトルの水につきましては、災害時の備蓄用ということでございますが、これは消費期限が2年ということで、2年で捨てるわけにはいきませんので、市の会議等、行事等があれば、要請があればそれにお出ししているということでございまして、要請があれば備蓄本数を調整しながら、提供していきたいと思っております。

○田中委員

はい、了解しました。本当に伏流水を使ってというのは、一つの光市のすごい大きな売りだと思うので、ぜひそういったところに生かして取り組んでいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

以 上

2. 病院局関係分(10:14~10:22)

(2) その他(所管事務調査)

【質疑】

○笹井委員

では、一般質問の続きで1点ほど聞いてみたいと思います。

このたび大和地区の民間診療所誘致について、所管はどうも本会議の回答で健康福祉部が担当するということでしたが、これについて病院局は全くかかわらないのか、それとも、そうはいつでも医師会との交渉とか、医者との折衝とかあると思いますので、その辺は関与していくのか、決まっておりましたら教えてください。

○田村病院局管理部長

一般質問の答弁の中でも、少しお話をさせていただきましたが、それはかかわっていくということになります。実施主体は福祉保健部でございますが、病院局もかかわっていくということでございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○大田委員

光総合病院で入院患者がおられるのですが、だんだん減少しているのですよね。その減少している状況をどのように把握しておられるのかお聞きします。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院で入院患者さんが減少しているのは、4月以降何か月間か減少しています。原因としていろいろ院内で検討していますが、近隣の療養病床やきちんと入所できる場所、または一般入所できる施設や周南地区において開設された病院、回復リハビリテーションとか、改築をされた病院というのがありまして、そちらに入院患者さんが流れているということも考えられます。

今年度に入って周南医療圏の病院の事務長連中と話をしたときに、一様に減少しているということでした。周南医療圏、柳井医療圏、大きなところですが、4月、5月、6月というところが減少していました。それ以降は若干戻しつつあるということを確認しています。うちの場合は、それに加えて医師が1名減少したということも影響していると思っています。

○大田委員

幾つかの理由の中で、近隣に改築、新築された病院ができたから減少した理由と、療養病床とかりハビリ病院ができたことも一つの理由のように一つずつ上げられました。また、全体的に減少したというのは、病院に来る前の予防医療が少しできたのではない

かと思うのですが、療養病床ができたことと改築された病院ができたから減少したというのは、考えにくいわけですよ、私としてはですね。光総合病院は医師が1人いなくなったから減少したというのは、それは理由の1つと思うのですが、以前2年前か、入院患者が減少された理由は何ですかとお聞きしたときには、3・11の地震があつて、薬が入ってきにくかったから、それに対応できにくかったから減少したという理由を上げられたわけですが、今回はそういうような療養病床と改築された病院を上げられているわけです。その違いはどのような違いですかね。

○田村光総合病院事務部長

今、入院患者さんが減ったという意味は、延べ数の話ですので、急性期を終えて退院後の行き先がなかなかないところに引き受け先ができてきたということです。入院される患者さんが減ったという意味ではありません。退院される方がスムーズに退院ができるようになったので、絶対数としては減ったと。だから、入院患者の総数としては、周南医療圏内では一緒だろうと思っています。

○大田委員

入院される方は変わらないが、早く退院される方が増えたから、総数が少なくなったという理解ですか。

○田村光総合病院事務部長

はい。先ほど説明したのはそういう意味です。ほかそれだけではありませんので、一概には言えませんが、そういうことを先ほどは申し上げました。

○大田委員

そしたら、今、光総合病院は新築移転を表明されておられます。改築して、病院が新しくなったら入院患者さんが増えると、そういう想定でもう考えておられるわけですか。

○田村光総合病院事務部長

新しくなったら、当然その時点では増えると思います。それからずっと継続していく、入院患者数を継続していくのは、病院の責任だと思っています。

○大田委員

予防されて入院される方が少ないほうがよいのですが、病院経営としてはなかなか大変だろうと思いますが、そのところをよく考えて今後運営してってください。終わります。

以 上

3. 福祉保健部関係分(10:26~11:50)

(1) 付託事件審査

- ①議案第111号 光市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第112号 光市憩いの家条例の一部を改正する条例
- 議案第113号 光市三島温泉健康交流施設条例の一部を改正する条例
- 議案第114号 光市障害者(児)地域支援施設条例の一部を改正する条例
- 議案第115号 光市休日診療所条例の一部を改正する条例
- 議案第116号 光市牛島診療所条例の一部を改正する条例

【説明】：古迫福祉総務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○西村委員

るる今説明ありましたが、52ページの議案第116号光市牛島診療所の改定については、年間の影響額の説明がありませんでしたが、これはゼロと考えてよろしいですか。

○奥河内健康増進課長

実績がございませんので、影響はないものと考えております。

○西村委員

それと今るる説明したところ、参考資料の改定のところに下線が引いてあるものと下線が引いてないものが一覧表の中にあるのですが、これは何か意味合いが違うのですか。

○古迫福祉総務課長

下線の引いてあるところが改定をしている箇所、下線の引いてないところは改定のないところということです。

○西村委員

例えばね、46ページの議案第113号の一覧表には、新旧対照表には下線が数字の下に引いてあるのです。ところが、50ページの議案第115号の一覧表には線が引いてない。ということは、下線が引いてあるところが正しいのか引いてないのが正しいのか、教えてください。

○古迫福祉総務課長

今ご指摘をいただきましたが、46ページの三島温泉の関係でございますが、下線の引いてないところは改定のないところでございますので、こういった改定のあるところは下線を引いてわかりやすくしているということでございます。

○西村委員

まあいいでしょう、わかりますから。はい。続いて質問します。今ご提案がありました議案第111号から議案第116号については、政府の方針に沿って消費税が5%から8%に上がるということで、3%の消費税率の値上げをやむなく当局としてはするという方針で間違いはないかお尋ねします。

○都野福祉保健部次長

基本的には委員がおっしゃるとおり、消費税の改定にあわせて収入のほうも改定をさせていただくわけですが、中でも三島温泉健康交流施設につきましては、これは納税義務者が指定管理者となっておりますので、そういう面からもきちんと消費税の改定をするということでございます。

○西村委員

質問終わります。

○土橋委員長

この際、暫時副委員長と交代いたします。

○大樂副委員長

それでは、暫時委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

【討 論】

○土橋委員

私は一般質問でも申し上げておりますけれども、一般会計で処理されている公共料金分は消費税を納入しなくてもよいことになっており、転嫁しないことで自治体財政に実害は出ないのであります。

政府が出している地方公共団体等に対する消費税の特例でも、一般会計に係る業務として行われる事業については、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額等の控除税額の合計額とは同額と見なされ、納税申告の義務もないとはっきり明記されております。にもかかわらず消費税を転嫁することについては、納得するわけにはいかず反対をするものであります。

【採 決】：賛成多数「可決すべきもの」

○大樂副委員長

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

②議案第140号光市牛島憩いの家デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第143号光市やまとふれあいセンターの指定管理者の指定について

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○中村委員

153ページの光市牛島憩いの家デイサービスセンターの指定期間が、平成26年4月1日から平成28年10月3日までとなっておりますが、ほかの指定管理は5年だと思っておりますがこれの3年間という理由を教えてください。

○中邑高齢者支援課長

牛島憩いの家デイサービスセンターは、介護保険法に規定する通所介護サービスの提供を主として設置している施設であり、同法に基づき通所介護サービス事業者として指定を受けている光市社会福祉協議会に施設の管理を行わせようとするものですが、現在の指定有効期間が平成28年10月3日までとなっております、ここ数年間通所介護サービス利用者がなく、現時点において指定期間更新の意向が示されていないことから、平成28年の10月3日までとしているものでございます。

○中村委員

わかりました。

○大田委員

この指定管理者についてお聞きしたいと思うのですが、155ページの採点表と170ページの採点表見させてもらおうと、管理運営の基本方針の点数とサービスに関する事項の点数がえらい低いですよね。これはどういう理由でしょうか。

○中邑高齢者支援課長

この審査については、各審査委員さんによる審査点数でございますが、各項目の点数の理由について詳細には把握しておりません。

○大田委員

サービスに関する事項なんか特に社会福祉協議会がやられておられるわけですから、点数はもっとよくなってはいけないと思うのですね。管理運営にしても、えらい低いように思っているのですがね。

○土橋委員長

把握してないのですね。

○大田委員

はい、了解しました。

○土橋委員長

把握してないのだからしょうがないでしょう。ほかに。

○大樂副委員長

今関連のことで質問します。配点がありましたが、例えば今の点でしたら1人6点あるわけですね。ろっく54だから6点ということですね、9人だから。それで、ミニマムとマックスの差がありましたら教えてください。各委員のですね。例えば3点であったり6点であったり、その辺の把握はされておられませんか。

○中邑高齢者支援課長

申しわけございません。ただいま手元に資料持ち合わせておりません。

○土橋委員長

資料持ち合わせてないということだけれども、どうします。持ち合わせてないということで終わりますか。

○中邑高齢者支援課長

後ほどご報告をさせていただければと思います。

○森重副市長

ただいまの大樂委員さんからのご質問でございますが、個々の委員の配点につきましては公表いたしておりませんので、議会のほうにお示しすることはできません。

○大樂副委員長

いや、私公表せいとは言っておりません。ミニマムとマックスはどうかという質問でございます。これは公表とは値せんと思います。

○土橋委員長

今のは、質問ですか。

○大樂副委員長

はい、そうです。

○土橋委員長

質問だそうです。

○森重副市長

それぞれ指定管理の候補者選定委員会が開催をされております。委員のほうからそのようなご質問があったわけですが、配点によりまして今委員おっしゃるとおり、例えば9人で900点であれば100点でありますことから、個々のその分布についてどうだったのかということがございますので、そのあたりにつきまして必要であればまた把握をしていかなければならないと思っておりますので、改めてまた数字を私のほうでまず把握をさせていただき、その後検討をさせていただきます。

○大樂副委員長

議論するつもりはないのですが、トータル100点というのはわかります。各おのおの点が12項目ありますから、配点数で割ったら今の点は6点ですよ。そのあたりをお尋ねしたわけですが、構いません後で結構です。

○西村委員

細かいことで恐縮ですが、157ページ、指定管理の経費見積もりが4万円ほど削減になっていますね。それから172ページ、同じく経費の見積もりが7万円ほど削減になっています。その下にも消費税法等に伴う改定のこの影響額を含むとありますが、なぜそのようになったのかこのあたりもう少し説明をしていただけますか。

○中邑高齢者支援課長

まず経費の削減というか減額分でございますが、光熱水費や消耗品等の経費を精査したことによるものの増減額でございます。

それから消費税法の関係でございますが、消費税法には課税期間の対象となる前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、納税が免除される事業者免税点制度が設けられています。

施設の管理事業は課税の対象となる事業ではありますが、社会福祉協議会が実施する事業のうち消費税課税対象事業の売上高は事業年度において1,000万円以下であることから、納税義務は免除されているところでございます。

○西村委員

続いてお尋ねしますが、わずかな削減額ではありますが、当局のほうから管理者のほうに、例えば5%程度、あるいは3年間から5年間の委託期間の間、経費を少なくしていって欲しいというような指導はされたのですか。

○中邑高齢者支援課長

指定管理者の募集の要項のときに、基準額については市のほうでお示しをさせていただいたところでございます。

○西村委員

参考までに、その基準額は25年度までのものよりもやや低い額であったのですか。

○中邑高齢者支援課長

ここにある指定管理候補者が見積もりで出された額と同額でございます。

○西村委員

質問終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第141号 光市西部憩いの家の指定管理者の指定について
議案第142号 光市東部憩いの家の指定管理者の指定について

【説 明】：古迫福祉総務課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

議案第141号についてお聞きします。所管外のことを聞くかもしれません。そのときは所管外と教えてください。159ページの下のほうに指定管理の経過がありまして、7月から8月について実施した公募に対し1団体の公募があるということでございます。具体的に何日から何日まで、どういう形で公募したのか、これがわかりましたらお答えください。

○中邑高齢者支援課長

募集開始の7月は、今手元にはつきり日にちを持ち合わせておりません。8月の末までにかけて公募いたしております。公募については、広報紙等で周知をしたところでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。今回、結果1団体の公募ということですが、その指定管理のあり方からすると複数団体応募があつて競っていただくのがよろしい姿かなと思うのですが、いろいろな団体の公募があるような形にする努力というのは、特に担当の所管でされておられますでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

募集に関しては先ほど申し上げましたが、広報紙やホームページ等による周知の公募のみでございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○大樂副委員長

指定管理についてお尋ねしますが、例えば160ページ、165ページの最後、13番の項目に対しまして、採点者が90点に対して44点ありますが、このあたりの最低というか、例えば学校でいえば40点以下は欠点にするとあると思いますが、そういう所管としては何点以上望ましいとかそういうお考えはないか、それとも注意を与えるかどうか、そのあたりをお聞かせ願いたいのですがどうでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

配点が600点でございますが、指定候補者と選定する基準はこれの基準点は360点、6割の360点を基準として選定をさせていただいたところでございます。

○大樂副委員長

総合点は理解できますが、各項目ですか、項目についての最低点は決めてはもらえないということですね。

○中邑高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○大樂副委員長

今後の運営につきまして、ここはやはり最低点というのを設けまして、指定管理者への注意とかそういった促すことをぜひやっていただきたいと思います。

例えば、これ0点でも通るわけですから、ろくろく360ですからね。そういったことは、極端な例上げたら申しわけないのですがそういうこともあり得るので、今後ともぜひご検討のほどお願いいたします。

○西村委員

理解を深めるために若干質問させていただきます。162ページと167ページ。先ほどもお尋ねしましたが、指定管理の経費見積額ですね。26年度は25年度よりも32万円増額になっています。おおむね3%。それから、167ページの見積額も27万5,000円の増額になっています。おおむねやはり3%。下に消費税等の改定影響を含むとありますが、このあたりを先ほどと同じようにもう少し説明を加えてください。

○中邑高齢者支援課長

それぞれの増額分につきましては、消費税が5%から8%に、26年度でいえば8%、その増額分をこの指定管理料に反映した額でございます。

○西村委員

そうすると、先ほどの社会福祉協議会是非課税といいますかね、非納入団体ということですが、この企業組合ワーカーズコープやまぐちというのは、消費税を納税する義務のある団体と考えてよろしいですか。

○中邑高齢者支援課長

納税をしておられる理解でよろしいかと思えます。

○西村委員

質問終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

④議案第144号 光市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

【説 明】：古迫福祉総務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では、資料の174ページであります。指定管理候補者の経過について記載があります。結果は、このたびはひかり苑さんが非公示で、公募を行わず審査して指定管理になったということですが、この公募を行わない理由について、光市障害者福祉推進連絡協議会とこの十分な連携の下で事業を進めていくことが必要であるという理由ですが、これ理由がよくわからないのでなぜ公募を行わないのか、もう少し具体的にその理由を教えてください。

○古迫福祉総務課長

障害者への対応や支援につきましてのノウハウの蓄積があるということや、障害者でございますので利用者の障害特性等をよく把握されておられますので、指定管理者が変わるとそういった利用者にも支障を来すという恐れがあることもありますので、非公募としたということでございます。

○笹井委員

もう1回お尋ねします。障害者のデイサービスであれば、別に市内でもほかにもできる場所はあると思いますが、今の理由であれば結局前指定管理をしとった団体が引き続いてやるのが、情報とかいろいろ対応とかで適切であるから公募を行わないという理由で、だから前やっていたということが一番の理由でしょうか。

○古迫福祉総務課長

前にやっていたとか、それも含めまして特性とか、この施設は身体障害者の特に機能回復訓練ということで特別に理学療法士等も配置をしておりますので、その辺も含めましてそういったことの蓄積、ノウハウを持っている団体ということで非公募で行ったものでございます。

○笹井委員

公募した上で採点でというのならわかるのですが、結局そういう障害者の方をよく知っておられると答えれば、これはもう指定管理になってないのではないのかなという気もしております。ですからこの協議会でするかしないかの理由と、検討はきちんとされた上で公募を行わないということになったということによろしいのですかね。

○古迫福祉総務課長

連絡協議会にはそういったことのお諮りはしておりませんが、これらの十分な連携も必要ということで非公募としたものでございます。

○笹井委員

ではこの質問最後にしますが、だから公募を行わないというように結局決めたのは一応どこの組織が検討して決めたのか、一応そこだけ確認させてください。

○古迫福祉総務課長

我々市のほうで決定をしたということでございます。

○笹井委員

終わります。

○西村委員

これもやはり理解を深めるために、177ページですが、これは25年度に対して相当な金額が減額になっています。サービスの変動があったのか、人員の変動があったのか中身をもう少し教えていただきたいのと、ここの欄には消費税の云々という一文が消えておりますが、そのあたりも説明してください。

○古迫福祉総務課長

まず、この減額の理由でございますが、これは安定的な利用者が今あるということで、今後もそういったことが見込まれるということで、そういった経費を精査させていただいたということでございます。

それから消費税につきましては、本事業は社会福祉事業に当たるということでございますので、消費税の非課税取引に該当するため消費税の改定分は加味しておりません。

○西村委員

ありがとうございます。質問終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑤議案第145号 光市牛島診療所の指定管理者の指定について

【説 明】：奥河内健康増進課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○西村委員

もう少し理解を深めるためにお尋ねをしたいのですが、182ページの経費の件ですが245万3,000円の増額、このあたりはほかの記載と違って25年度経費は補助金と書かれて150万円、今不足が生じたのだという説明もありましたが、増額の主な理由をもう少し詳しく説明してください。

○奥河内健康増進課長

先ほどもご説明いたしましたが、平成21年度から25年度までの5年間で最終的に不足が生じて補助金として150万円交付したというところでございます。

26年度以降につきましては、資金がもう底をついておりますことから、指定管理料と診療報酬により運営をしていくということでございます。

○西村委員

前のことが分からないので理解ができないのですが、21年度から25年度まではどれぐらいの資金が積み上げられていたのですか。というのは、これ単年度で395万円が26年の経費として出るというような理解をしているのですが、何か今の説明の仕方だと21年から25年までには基金が積み上げてあって、それで最終的に不足になったので150万

円ほど補助金で何か出したみたいな感じですが、もう少しわかるように説明してください。

○奥河内健康増進課長

以前は、牛島衛生組合により診療報酬だけで運営しておりました。当時は人口も多く収入も多くあったということでございます。人口がだんだん減少してきたことにより、補助金の交付あるいは指定管理料の交付が必要になったわけでございます。大体1年間で280万円程度の現在赤字になっております。それを単純に5年間で掛けますと大体の数字は出てくると思いますが、その程度の資金力はあったということでございます。それを取り崩しながら運営をしてきたということでございます。

○西村委員

思い出しました。わかりました。ただいずれにしても、26年度の経費は395万3,000円になるということですね。利用料は別にしてということになりますね。

○奥河内健康増進課長

利用料金は、収入として指定管理者には入ってまいります。その不足分ということでございます。

○西村委員

はい、わかりました。

【討 論】：な し

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第96号 平成25年度光市一般会計補正予算（第5号）

【説 明】：古迫福祉総務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大樂副委員長

それでは15ページ、三島温泉健康交流施設の施設整備工事についてお尋ねします。最初は、工事前の音の大きさと工事後の音の、デシベルとかありますね。それがもしわかっているならば、境界地が幾らか、発生源が幾らか大体お知らせになっていると思いますが、教えていただきたいと思っております。

○古迫福祉総務課長

現在のデシベルでございますが、発生源の煙突1メートル付近、出口でございますが、今これ75デシベルでございます。大体境界、20メートルぐらい離れておりますが、境界地で今45デシベルということでございます。今回工事を行うのですが、煙突の出口で大体60デシベル、それから境界地で大体40デシベルを見込んでいるところでございます。

○大楽副委員長

それで、住民との了解というのか、それは納得されている状態でしょうか。そこだけ確認しておきます。

○古迫福祉総務課長

ご議決いただければそういったことでまたご説明をしたいと思っております。

○大楽副委員長

はい、了解しました。よろしく申し上げます。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第100号 平成25年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～別紙

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報 告 ①幼稚園・保育園への入園に関する意向調査の結果について

【説 明】：太田子ども家庭課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では、この幼稚園・保育園の意向調査についての話をさせていただきます。まず、最初に現時点のつるみ幼稚園やさつき幼稚園の入園者数を教えてください。

○太田子ども家庭課長

現在の入園者数ですが、つるみ幼稚園が年少11名、年長4名で計15名、やよいが年少9名、年長12名、計21名、さつきも申しますと年少がゼロで年長が6の計6名となっております。

○笹井委員

はい、わかりました。このたびさつき幼稚園については、新年度からもう募集しないということが決まっているわけですが、一応これも確認のため押さえておきます。さつき幼稚園の管内にもし公立幼稚園の入園希望者が、アンケート上今ゼロですが非回答の方もおられると。おられたらその方への対応はどうなるのでしょうか。

○太田子ども家庭課長

三井にありますやよい幼稚園の通園区域を周防地区にも拡大いたしまして、入園を受け付ける予定としております。

○笹井委員

はい、わかりました。つるみ、やよい、さつきは学区が決まっているわけですが、結局今回でもそれ以外の学区の人は公立幼稚園には入れない状況は継続するというところでよろしいわけですか。

○太田子ども家庭課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。それで、このたびは希望者がないとさつきに関しては。また今の年少ですかね、年少が、下の学年がゼロであるということで休園ということになったわけですが、この問題につきましては私も前任期のときから一般質問等で、統廃合を含めた質問や提案などをさせていただいているところでございます。今回の調査以前にまたこういった調査、それから公立幼稚園、保育園も含めてでも結構ですが、その検討とか方針を出されたものというのは今回の調査以前にはどれぐらい取り組まれましたでしょうか。

○太田子ども家庭課長

幼稚園・保育園の再編に関する問題につきましては教育委員会が所管しておりますことから、庁内検討会議というものを立ち上げて協議を進めてまいっております。ただ平成21年、22年ごろに国のほうで総合こども園という、全ての幼稚園・保育園を両方の機能をあわせ持つそういった施設にするといったことを国のほうが打ち出してきたことから、協議については一時中段をしておりました。

これにつきましては、24年の6月にこの案は見送るということになりまして、再度庁内検討会議を再開して検討しているところでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。私も前任期での質問中、この件について触れましたところ、国の認定こども園の動向を見ながらというような話もありましたが、結局それも国のほうも進んだのか進んでないのかよくわからない状態と。一方で、現状としてこういうように少子化が進んで、また小さい子供を持つ親御さんのやはり就労形態とか子育てのニーズも変わってきておりますので、そういう外の対応とか全庁的な対応を待つのではなくてやはりこの問題はこの問題で、直面する問題が目の前にあって、もうしかもそれが一歩も二歩も踏み込んできているという状態ですので、やはり市としての調査対応をしなければいけないと思います。

またお聞きしますが、今回さつきは休園ということになりましたが、そのほかの2園については今後どのような検討をされるのかされないのか、どこまで取り組まれるようなおつもりがあるのかないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○太田子ども家庭課長

つるみ、やよいの今後のあり方の検討というご質問だと思います。幼稚園、保育園も含めてでございますが、幼稚園、保育園のあり方というものを、本年度末を目途に一定の方針を出す予定にしております。

○笹井委員

小さい子供を持つ親のニーズですね。その辺の取り方もどう捉えているのかと。いま今回5ページに公立園に対する提言の件数で、一番多いのは3年保育にということですね。

これだけ見ると通園区域の廃止が4件、公立幼稚園の統廃合が4件と少ないのですが、でもこれは今あくまでも対象は今の3園のある地元への調査ですね。この辺のニーズについて、全市的なもののニーズの調査をされたものというのは、そういったデータというのはあるのでしょうかないのでしょうか。

○太田子ども家庭課長

全市的なものについては、過去においてもやっております。

○笹井委員

はい、わかりました。今回委員会にこういう資料が出ましたので私もいろいろ聞きま
したし、また今後一般質問等で提言をさせていただきたいと思いますが、やはりもう
この問題は国がどうこうとか、あるいは全庁的な公共施設がどうこうとかいう気の長
い話ではなくて、もう目の前で、しかも一歩、さつきが今回休園というところまで来
ていますので、これはつるみ、やよいはどうするのか、あるいは光市として公立幼稚
園の、再来年あるいは来年どうしていくのかというのは、もうすぐに方針やはり出す
べきものだと私は考えているところでございます。自分としても、これはまたきちっ
と整理した上で、再度議会等で問いただしていきたいと思います。

○大田委員

今、この調査の結果についての5ページで、提言の内容の中でいろいろ出ております
が、今これを取り上げる気持ちはおありですか。それともただ聞いていただけですか。

○太田子ども家庭課長

先ほども申しましたが、今年度末を目途に一定の方針をお示しする予定でございま
す。その中で、こういったご提言等につきましても十分に勘案した、加味したものにし
たいと考えております。

○大田委員

了解しました。

以 上

4. 環境部関係分(13:00~13:53)

(1) 付託事件審査

①議案第117号 光市墓園の設置、墓地の管理等に関する条例の一部を改正する条例

【説 明】：山根環境政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○西村委員

他の所管では、消費税の値上げについて、影響額とかいう説明があったのですが、こ
の件については、影響額は特段試算されていらっしゃるでしょうか。

○山根環境政策課長

ことしの実績で試算しますと、1万8,000円ぐらいになります。

○西村委員

そうしますと、影響額が1万8,000円。これは5%の消費税額を8%に値上げすると

というのは、政府方針に沿った結果でやむなしというように考えてよろしいですか。

○山根環境政策課長

そういうことでございます。

○西村委員

質問終わります。

○土橋委員長

この際、暫時副委員長と交代いたします。

○大樂副委員長

それでは、暫時委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

【討 論】

○土橋委員

一般会計等で処理されている公共料金分は、消費税を納入しなくてもよいことになっております。にもかかわらず、消費税を転嫁することについては納得するわけにはいかず、反対をするものであります。

【採 決】：賛成多数「可決すべきもの」

○大樂副委員長

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

②議案第131号 光市下水道条例の一部を改正する条例

【説 明】：松本環境部次長兼下水道課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○西村委員

先ほども申し上げましたが、今、標準世帯での増額見込みが示されましたが、これトータルで、どれぐらい影響額があるか教えていただけますか。

○松本環境部次長兼下水道課長

24年度の決算ベースでございますが、5%から8%に改正されますと、約2,000万円程度の増額でございます。

○西村委員

わかりました。今回、料金そのものの値上げではありませんが、料に対する消費税の税率の増額ということで、この3%の増額というのは、政府の方針に従い実行するという、やむない選択ということで、理解してよろしいですか。

○松本環境部次長兼下水道課長
そのとおりでございます。

○西村委員
質問終わります。

○中村委員
110ページをお願いします。上の1世帯1カ月で20m³使用という表がありますが、この1世帯というのは何人をもとに計算されているのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長
市の一世帯当たり平均が、大体2.3人でございますので。2.3人程度を標準に考えております。

○中村委員
2.3人ですね。はい、わかりました。

○土橋委員長
この際、暫時副委員長と交代いたします。

○大樂副委員長
それでは、暫時委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

【討 論】

○土橋委員
私は、消費税増税には断じて反対でありますし、社会保障の財源は消費税ではない別の道で確保しようということを経済提言として発表もしております。具体的な財源も示しておりますので、消費税増税には反対をするものであります。

【採 決】：賛成多数「可決すべきもの」

○大樂副委員長
それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

③議案第149号 周南地区衛生施設組合理約の変更について

【説 明】：岡本環境事業課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○西村委員

周南市の全体の可燃ごみを年次的に受け入れていく。平成31年までに受け入れるという経過はわかりましたが、二、三、お尋ねします。全域を収集対象にして、ここに示されているような人口割とか、搬入割で負担をいただくということについては理解できるのですが、ここにも書いてありますが、既に借りた借り入れの分の公債費は23年度で全部償還済みになっているということは、建てた施設に、周南市さんが後で乗り入れてくる。それまで、その施設を支えた構成市さんに対しては、建設が確か相当な金額だったと思うのですが、そういうものは過去にさかのぼって負担をしていただけるのかどうか、説明になかったので、お尋ねしたいと思います。意味わかりました。

○土橋委員長

いやいや、極めてわかりやすかったですよ。

○西村委員

暫時休憩、休憩をお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○亀井環境部長

今、西村委員のおっしゃったことは、本来仰せのとおりでございます。そういう話もいたしました。片方で、もともと3市1町の区域で十分必要最低限の効率的な施設ということをつくって、本来なら、鹿野、新南陽、熊毛を入れるとオーバーワークになるはずだったのですが、たまたま、いろいろごみ減量推進とか、効率的な運転とか、それで組合の技監、技術屋さんのほうでコンサルを使って試算をして、今後、人口減少も含めて推計を立てたところ、可能だろうということで、それなら受け入れて、今後の割り勘を安くしたほうが下松、光にとっては得策なのかなという中で、ついでに申し上げますと、一般分のごみのお金も本来なら26年度からなのですが、実を言いますと、手数料が3億円ぐらい入ってきていまして、これは、ほぼ賄えている。今、逆に入れてしまうと、26年は実際にはコンマ、0.数%ですが、光の割合が増えるということもあったので、搬入量割は直営分が入ってくる27年からと。そのかわり基幹改良については、フル稼働するのが31年で、ぼちぼち入れられるのが再来年、27年度からですが、その分については、当然償却するまで、みんなが共同で事務を運営していこうと。だから、それはもう工事をした最初の元利償還金から周南も全域分でくれないとおかしいですよという整理をしておいた、年度に応じた負担の割合にするようにしたところでございます。

○西村委員

そういう論議もあったし、将来に目を向ければ、光市が損をかぶるということでないという理解をいたしました。

もう1つ確認をしたいのですが、これ斎場の管理のこともあるのですが、私の記憶では、これが26年度から、徳山市、熊毛町も、この斎場の利用ができると、この分は理解してもいいのですか。

○亀井環境部長

斎場は、実を申しますと、既に相互乗り入れを場合によってはしてはしまして、弾力的運用部分でやっておりますので、今回は特段規約の改正はしてなくても、必要に応じて、御屋敷山が調子の悪いときは新南陽の斎場を使ったり、その逆とかということで、もう実はやっておりますので、事実上、委員がお示しのように使えるようにはなっております。

○西村委員

実務的なことをよく知らないのですが、たまたま、今回の規約改正の一覧表に斎場管理と出ていましたから、尋ねてみたくなったのですが、火葬費のことですが、光市は無料になっていますが、この守備範囲の中に有料の範囲のところがあるか。なければ、皆無料で、どこに乗り入れても僕は問題ないと思うのですが、それはどうですか。

○亀井環境部長

今お示しのとおり、原則構成市以外だと有料になっております。

○西村委員

わかりました。以上で終わります。

○笹井委員

今回の負担、変更に伴う影響額というか、結局、幾らの、今まで拠出金だったものがマイナスいくらなるかというのを教えてください。特に今回2つの改正内容が入っているので、それぞれ教えていただければと思うのですが、結局、恋路クリーンセンターに、旧新南陽市、旧鹿野町が、徳山市全部が入ってくることによる影響額。それから196ページにあるように、恋路クリーンセンター、今まで人口割が搬入割になると、これも、光市の分担金が変わってくると思うのです。ここの影響額、それぞれ、どういうようになるのか教えていただけますか。

○岡本環境事業課長

本市の経費の負担金については、平成25年度ベースの試算推計で、議会費、総務費、予備費の清掃分と恋路クリーンセンターの管理費については、平成26年度は現行区域をそのまま用いますので従来どおりでございますが、平成27年度からは搬入量割が導入されます。それで旧新南陽市、旧鹿野町が加わることから、約2,200万円の減額となります。

す。平成31年度からは、さらに旧熊毛町を含めた周南全域が区域になることから、約3,320万円の減額となります。それで搬入量割でございますが、27年度から旧徳山地区のみが、旧新南陽市、旧鹿野町が加わることで、光市の搬入量割は直営分が23.96%となりまして、24年度のごみ量で計算してみますと、27.82%が23.96%に減となります。一般ごみについては、20.59%が18.28%に下がります。それから31年度から旧熊毛町を含めた周南全域となりますので、さらに直営分が22.63%、一般分が18.10%に下がってまいります。

○亀井環境部長

もう1点、金額のほう補足させていただきます。基幹改良が先ほど申しあげましたように周南市全域になりますことから、基幹改良の総費用40億3,300万円のうち光市分が10億3,300万円でありましたものが8億3,000万円、2億300万円の減ということになります。

○笹井委員

わかりました。今回、市域の変更とか、搬入割とか、あとさらに基幹改良の今後の持ち分と負担分の変更も全部合わさってきていますので、流れは理解して、光市にとって相当メリットのある話だなと認識を、トータル的にはメリットがあるということを確認しました。もう1点、一応確認ですが、今回、恋路クリーンセンターについて、今まで人口割だったものが搬入割になったと。今回の機会をとらまえて変えたということですが、斎場管理費については、別にそこは搬入割にしようとか、そういう議論はなかったのでしょうか。済みません、無料だから取り下げます。

○土橋委員長

よろしいですね。

○大樂副委員長

1点ほど確認します。平成31年ですか、その時点の排出ガス関係とか、そういった量、抑えておられますか。現行とほとんど変わらないということがわかれば、それでいいのですがわかる範囲内で教えてください。

○亀井環境部長

今、数字は持ってきてないのですが、先ほど来お示しをさせていただいております基幹改良の中で、バグフィルター等を最新の物に変えるようにしてしまして、ダイオキシン等々につきましても、現状、今年度より二桁ぐらい数字が落ちるようなものに取りかえることによって、これを管理していると。だから、地元の方には、そのテスト結果をもうお示ししているところです。それほど良いものになります。

○大樂副委員長

はい、わかりました。地元のコンセンサスというのが一番大前提であったということを知っておりましたので、お尋ねいたしました。安心いたしました。よろしくお願いいたします。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

- ④議案第150号 周南地区食肉センター組合の解散について
- 議案第151号 周南地区食肉センター組合の解散に伴う財産処分について

【説 明】：山根環境政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

- ⑤議案第96号 平成25年度光市一般会計補正予算（第5号）

【説 明】：山根環境政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

- ⑥議案第98号 平成25年度光市墓園特別会計補正予算（第1号）

【説 明】：山根環境政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第99号 平成25年度光市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

【説 明】：松本環境部次長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大田委員

管渠布設委託料で、山陽本線の推進工事で970万円減額になったとの説明がありましたが、それはどういう内容でしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

これは、先ほど申しましたJRに委託して工事をするものですが、JRと契約する前に予算として、当初3,650万円計上しておりました。その後、JRと協議しながら契約を結びましたが、その際、JRとの協定額が2,680万円程度になりましたので、それに合わせ、970万円を減額するものでございます。

○大田委員

2,680万円の協定額になったが、それは当初の設計より変わって、2,970万円の減額になったのか。それとも何か工事をやめてなったのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

当初、予算を組むときには、工事費とJRの事務費を含んだもので見込んでおりましたが、当初はJRから、予算を組む場合に前例を参考に予算を組んでいただきたいとの話であったので、岩田地区の推進工事を参考に予算計上しておりました。その後、JRのほうで実際に施工費を積算し、また事務費等を計算して、協定額になったものでございます。ですから、工法等を別に変更したわけでも、減額したわけでもありません。当初の見込みが高かったということでございます。

○大田委員

当初の見込みが高かったから、JRとの協定により2,680万円になって970万円の減額になったということですね。

○松本環境部次長兼下水道課長

そのとおりでございます。

○大田委員

了解しました。終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質 疑】

○笹井委員

下水道についてお聞きします。9月の議会でも浄化センターの長寿命化工事について、お聞きしましたが、これは市だけでなく、国庫補助や、県の事業主体など、組織がいろいろ絡むところなのですが、9月以降、その辺の負担割合とか、あるいは長寿命工事の内容についての協議とか、進展というのはございましたでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

現在、浄化センターの長寿命化につきましては、山口県で計画の策定を行っており、まだ、その結果が示されておりません。現在、調査中でございますので、その結果を含めたもので、今後話があるものと考えております。

○笹井委員

負担割合については、国庫補助金のメニューで決まっていますが、それ以外の県や3市については、9月に聞いたときは、まだ、きちんと決まったような返事はなかったのですが、そういったものは、県の調査が終わった後、関係自治体で協議されるということでしょうか。それとも、もう既に、解決が済んで決まっているものかどうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

負担割合につきましては、現行の負担割合がそのまま移行されるものと考えております。

○笹井委員

現行の割合がありますが、事業内容とかで、私的には、県が持つものもあるのではないかとこの観点のもとに9月に質問しているわけですが、それは今回の長寿命化に関して、光市から県のほうに、これは県で持ってもらわなければ困るとか、あるいは3市で負担は少し重すぎるとか、そういうような申し入れというのは行えないものかどうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

その件につきましては、先ほど申しましたが、まだ、実際具体的に県から報告も何もございませんので、その報告を受け3市で協議しながら、県と交渉していくようになるうかと思えます。

○笹井委員

これを最後にしますが、今回、長寿命化というのは、これから、また、期間も31年までと長い費用で、金額も相当なものになる。やはり、既存のところも含めた負担のあり方がこのままでいいのかという、見直すいい機会だと思いますし、やはり、市からも言うべきことは言っていないといけないと思います。過去の負担の経緯をさかのぼって、どうこうというつもりは、私自身は、ありませんが、今回の長寿命化について、これからは負担割合というのは、やはり議論していきます。理屈を立てて議論していかなくてはなりませんし、光市としても当然市民負担の軽減の立場に立って動いていただきたいと思えます。要望で終わります。

以 上

5 建設部関係(14:03~15:04)

(1) 付託事件審査

①議案第127号 光市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例

議案第128号 光市普通河川管理条例の一部を改正する条例

議案第130号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

【説 明】：大山監理課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○西村委員

それでは、理解を深めるために、若干質疑をさせていただきます。

議案第127号、第128号、第130号、それぞれ消費税改正をすることでの影響額は幾らぐらいか、お教えてください。

○大山監理課長

まず、議案127号及び第128号でございますが、これにつきましては、条例の改正に当たる部分につきましては実績がございませんので、影響はないと考えております。

○末岡公園緑地課長

それでは、議案第130号についてご説明いたします。

市内の都市公園に係る使用料の影響額でございますが、市内全体で約20万円の増額と見込んでおります。

○西村委員

はい、よくわかりました。この3件については、政府の消費税値上げに沿ったやむない選択ということで理解してよろしゅうございますか。

○大山監理課長

そのとおりでございます。

○西村委員

質問を終わります。

○笹井委員

では、99ページ、冠山総合公園の利用料についてお聞きします。

冠山総合公園の利用料につきましては、本年3月議会で市全体の利用料が見直されたときに、たしか利用の促進の観点から、値下げをされた施設であったと解釈をしております。今回、政府の消費税の関係で一律の値上げですが、この部分については、同額を引き下げて据え置くとか、利用促進のために引き下げるといような選択も、選択肢としてはあったのかなと思いますが、年度当初に引き下げて、また今回一律上げるという、ここら辺の考え方について、少しお考えをお聞かせください。

○末岡公園緑地課長

委員仰せのとおり、オートキャンプ場の使用料につきましては本年4月から引き下げております。オートキャンプ場は、本市における観光の拠点という観点から、その利用の促進を図るため、引き下げを行っております。

しかしながら、このたびの使用料の改定は、国による消費税法及び地方税法の一部改正に伴うものでございまして、消費税の引き上げにあわせたオートキャンプ場の使用料の改定を行いたいと考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。終わります。

○土橋委員長

この際、暫時副委員長と交代いたします。

○大楽副委員長

それでは、暫時委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

【討 論】

○土橋委員

私は一般質問でも申し上げましたが、一般会計で処理されている公共料金分につきましては、消費税を納入しなくてもよいことになっております。にもかかわらず、消費税を転嫁することについては納得するわけにはいきません。反対をするものであります。

【採 決】：賛成多数「可決すべきもの」

○大樂副委員長

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

②議案第129号 光市景観法による届出行為等に関する条例

議案第147号 光市景観計画の策定について

【説 明】：吉本建設部次長兼都市政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○畠堀委員

景観計画についてご説明いただきました。この件については、緩やかな誘導をしてく中で施策を進めていくということで伺っておりますが、そういった意味では、詳細な部分というのは、非常に大ざっぱな形の方角性を出されていると認識しております。

そこで質問ですが、ガイドラインを検討していくということで記述があるわけですが、このガイドラインの中で、また具体的な詳細が明らかになるのではないかと思います。このガイドラインの作成についての考え方、スケジュールについてお尋ねしたいと思います。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

今、委員さん、言われましたように、景観計画では34ページ、その中の（3）番、円滑な運用ということで、景観形成ガイドラインの作成を検討しますという記述をしております。良好な景観形成を進めるためには、まずは市民の皆さんや事業者の皆さんが、この景観計画についてご理解をいただき、この計画に沿って建築行為などを行っていただく必要がございます。このため、景観計画を策定した後に、この計画の内容、特に、届け出が必要な行為、それから景観形成基準、さらには必要な手続きなどについてわかりやすく解説するための景観形成ガイドラインというものを作成してまいりたいと思います。今回のこの計画、そして先ほど一緒にご説明申し上げました条例は、平成26年10月1日からの施行を考えておりますので、新年度のできるだけ早い時期に作成していく必要があろうかと考えております。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

③議案第132号 光市営住宅条例の一部を改正する条例

【説 明】：大冨建築住宅課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

④議案第96号 平成25年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

【説 明】：吉本建設部次長兼都市政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①岩田駅周辺都市施設整備基本計画（案）中間報告

【説 明】：吉本建設部次長兼都市政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

中間報告については、一般質問でも取り上げたところですが、理解を深めるため、何点か質問します。

まず、2ページに、この岩田駅周辺地区の地図と公共施設の図があります。これは、

岩田小や三輪小まで入っていますが、この中で、結局、今回の公共施設の再編になっているものは、後ろのほうに、たしか一覧が、10ページにのっているものだけという理解でよいのでしょうか。具体的に聞くと、2ページに、駅前近くに三輪集会所や三輪福祉会館という公共施設、市営の施設もありますが、これは、今回の岩田駅前周辺都市施設整備基本計画の、対象にはなっていないということよろしいでしょうか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

この資料で言いますと、22ページをごらんいただきたいと思うのですが、溝呂井住宅は別個にお示ししておりますが、複合型施設は、ここに上げております大和支所、大和公民館、図書館・大和分室、それに加え、消防団の消防機庫、市営バスの車庫等、この辺の集約を基本としたいと。ただ、具体的にどういう機能を導入するかは、次の段階でさらに検討を深めるということになろうかと思えます。ただ、今、ここで申し上げておりますように、これらの機能の集約が、やはり基本になろうかと考えております。

○土橋委員長

吉本次長、質問にちゃんと答えるように。というのは、こちらの質問は、コンパクトシティというのは、どっからどこまでかって聞いておられるのですよ。

○笹井委員

具体的に聞きます。三輪集会所と三輪福祉会館は、今回の、この整備基本計画の中には入っているのか、それとも、もう対象外の施設なのか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

申しわけございません。対象外でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。対象外ということはわかりました。これも、また別所管があるわけですし、私も、この辺の施設のあり方については公共施設のあり方として思うところもありますので、また担当所管のほうで聞いてみたいと思えます。

それから、もう一点。27ページに、今、図面が出ているところでございます。先ほどの説明で、こういうイメージでということで、詳細はこれからということは、一応説明として理解いたしましたが、具体的な図が出ておりますので聞きますが、これは道路で太線になっているところは基本的に拡幅するという理解でよろしいのでしょうか。そして、山銀から大和商工会館の真上を通過して現支所のとこまで行くところは、これは道路のないところに線がありますが、新設ということでよろしいのでしょうか。それとも、また今後の検討で、まだそこまで詰まってないイメージ図でしょうか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

一般質問で、部長がお答えしておりますように、測量とか設計というのが今からにな

りますので、具体的にどこからどこまでが新しく道になるというのが、現時点でお答えはできませんが、基本的には、最短の距離でそこにアクセスできる道をつくりたい。結果として、そこが新設ということになるかもわかりませんが、現時点ではどこからどこまでが新設というのが、お答えできない状況でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。具体的設計はこれからということですが、とにかくこの大和の新しい顔を定める大きな計画でもございますので、できるだけ全体的な統一感を持って遂行していただければと思います。

○大田委員

16ページ、17ページの道路事業では、最後の締めに、道路事業の実施、通常の取得は採用することといたしますと。また2番目の、公共施設の集約化については、最後のところに、複合型施設を整備し本地区における新たな拠点を創造することにしますと。また17ページの、新たな公営住宅の整備でも、公営住宅地域コミュニティの拠点と複合型施設の隣接で配置することといたしますと。断定的に「やることとします」と、こういうように書いてあるのですが、18ページには、都市施設の配置の考え方で、道路などの都市基盤の配置や整備を検討しますというように、こう書いてあるわけですよ。それで、また、ほかでもいろいろ難しいかなというところには、22ページの複合型施設についてでも、大和歴史民俗資料館は精査の上、他の施設の保管を検討しますとか、ふれあいセンターについては本地区内での事業展開を検討しますと、そういうように一応書いてあるのですよね。そういうところは、「検討します」ではなくて、「します」として断定的にしてほしいのですがどうでしょうか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

語尾の使い分けですが、まず、今、事例として言われました18ページの「検討します」というのは、これは、次につながる言葉でございまして、まず、拠点となる施設の配置場所を検討して、それを中心に周りの道路、アクセス道であったり、周りの都市基盤の配置や整備を考えますという意味です。

それから、22ページについての「検討」ですよ。これは、今から、関係部署、関係機関と調整しないといけない部分が残っており、今、断定的な表現は難しいということで、「検討します」ということにさせていただきました。今後、調整をしないといけないということで、今、この時点では「検討します」という表現にさせていただいております。

○大田委員

後の25ページでも、当然、同じことですがね。また28ページなんかは、道路では複合型施設の供用開始にあわせた整備を目指しますというように、こう書いてあるのですが、複合型施設の供用開始にあわせた整備を目指しますではなくて、供用開始にあわせた日

にちに使用できるようにしますとかいうようにはならないわけですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

アクセス道路につきましては、先ほどほかの委員さんからもご質問ございましたが、民間の土地を買収させていただく可能性もあるということで、相手もございますので、市としてはそれをしたいが、何とか供用開始にあわせて整備ができるように努力しますという表現でしか、難しいかなというように考えております。

○大田委員

それから30ページで、第8章の事業実施に当たっての取り組みの課題の中で、4番で、庁内体制の強化充実で、最後のところで、これまで以上に庁内における情報の共有化や連絡調整を密にするなど、組織体制を強化する必要がありますと、一応、こういうように書いてあるわけですよ。これは、このために何か新しい部とか課をつくるつもりがあるから、組織体制強化する必要がありますと、こういうように書いてあるわけですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

組織云々ということについては、私のほうがお答えはできないのですが、ただ、今、私どもが所管している関係で、都市政策検討会議というのを持っております。これは、庁内の係長級で組織しているプロジェクトチームですが、こういったものをさらに強化して、横断的に取り組みを進めていくというのも、この課題の中には、想定しております。それ以上のことについては、私のほうでは、お答えはできかねます。

○大田委員

副市長、どう思っておられますか。

○森重副市長

あくまで事業を実施していくためには、今、こちらにおります建設部所管だけではできません。ここに記載をしておりますとおり、ハード面についても、ソフト面についても充実をしていかなければならないということは、横断的に、庁内の中で、新たなセクションをつくる、つくらないということは別にいたしましても、やはり情報の共有化を図りながら、建設部所管だけでは限界もありますので、庁内1つになって、それぞれの課題について真摯に検討してまいるといことでございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○大田委員

今、市長が提案された事業の中で、岩田駅周辺都市整備基本方針の中に22項目あります。当然、建設部でなくて、福祉部やら病院部、市民部、ほとんど入っておりますから、こういうようにせっかく書かれておられるのでしたら、「目指します」ではなくて、私は、これをやるために1つの部か課をつくってやってもらいたいと思います。これは、要望とします。よろしく申し上げます。

○大樂副委員長

1点ばかり質問させていただきます。3ページと6ページに関連するのですが、基本計画の対象期間でございますが、24年度からスタートして20年と、それから、県の方針もこの間出まして、非常にありがたいことだと思っているのですが、その県とのすり合わせを、ご存じでしたら教えてください。県の方針が出ましたね。3つのコンパクトなまちづくり。そのあたりの関連がありましたら、教えてください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

平成23年度に策定をいたしました基本方針、これについては、一応、おおむね20年という期間を定めております。これに基づいて、我々建設部が、今回この計画を策定しているのですが、この事業については、基本方針の中の一部ですので、できるところから早くに取り組んでいきたいと、早期具現化を目指したいと考えております。県のほうですが、モデル事業について、私どものほうでは、いつまでにどうというようなことは、まだ把握していない状況です。

○大樂副委員長

このような関連のことですから、事情を把握されまして、あわせて今後ともよろしくお願いします。

○田中委員

今の光駅のすぐ東側の橋上に街灯がついているのですが、その南側の街灯が折れていて、それが修理ができないものかというのを地元の住民の方からもよくお聞きするのですが、その対応についてお聞かせください。

○田村道路河川課長

光駅東側の跨線橋の照明灯につきましては、JR西日本と協議中でございますが、協議完了後に対応させていただきたいと考えております。

○田中委員

あそこは通学路にもなって、本当、90度に折れていて、気味が悪いところもあるので、できるだけ早急に協議を進めていただいて、設置をよろしく願いいたします。

○大樂副委員長

田村課長にお尋ねしたいのですが、道路の関係の側溝改修なんかの折は、非常にありがたいです。それで、基本的に道路の側溝を改修した場合、水洗化が進んでないところにもかかわらず、側溝蓋がコンクリートになんですね、基本的には。住民から、側溝のふた上げが非常に困難でグレーチングにしてほしいというのがあるのですが、まあ、特例と思うのですが、今後のそういったことにつきましては、今後、予定がない場

合は、やはりグレーチングも考えに入れてはどうでしょうか。

○田村道路河川課長

現在では、グレーチングへの交換は、余り行っておりませんが、今後、そういったご要望が多ければ、検討はしてまいりたいと思います。

○大樂副委員長

と申しますのが、環境部だから所管違うのですが、今から5年ですが、5年間に工事が無い場合に、合併処理浄化槽設置への補助が受けられるようになってきたのですよ。来年度からね。そういったところにかかわらず、側溝蓋がコンクリートのままでしたら、高齢者の方、非常に重いので、上に上げにくいと、そういったことも改良してほしいなという要望が住民からありましたので、考えてほしいなということです。

以 上

6. 経済部関係分(15:15～15:55)

(1) 付託事件審査

- ①議案第118号 光市農業振興拠点施設条例の一部を改正する条例
- 議案第119号 光市周防多目的集会所条例の一部を改正する条例
- 議案第120号 光市農村婦人の家条例の一部を改正する条例
- 議案第121号 光市農産物加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第122号 光市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第123号 光市漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第124号 光市フィッシングパーク設置条例の一部を改正する条例
- 議案第125号 光市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第126号 光市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例

【説 明】：山本経済部長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○西村委員

理解を深めるために質問してみたいと思いますが、まずシルバーワークプラザというのは、いつそういう名前がついたのか知りませんが、どこのことでございますか。

○杉岡商工観光課長

ただいまのご質問にお答えします。シルバーワークプラザですが、旧消防署の事務所をシルバーワークプラザという形で使わせていただいております。

○西村委員

大変よくわかりました。それで、今消費税関係9本条例改正出ましたが、それぞれの影響額などを教えていただいたら参考になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

それぞれの施設の影響額でございますが、まず里の厨のレストランにつきましては、影響額は2万7,360円程度でございます。体験室につきましては770円程度、多目的集会所につきましては1,900円程度でございます。農村婦人の家につきましては3,000円程度です。加工センターにつきましては3,700円程度となります。

○藤井水産林業課長

水産林業課所管分として、フィッシングパークの設置条例の改正に伴うものについてお答えいたします。フィッシングパークにつきましては、平成24年度の入園者数が1万6,920人ございました。これで今回の改正に伴うものを試算しますと、年間で約20万9,000円の増額と予想しております。

○杉岡商工観光課長

商工観光課所管分でございますが、シルバーワークプラザにつきましては、1年間で使用料収入5万7,780円の増額を見込んでおります。

○西村委員

そのほかの議案第125号海岸占用料とか、それから議案第123号の漁港土砂採取とか議案第122号漁港管理とかは影響額がないと考えていいですか。

○藤井水産林業課長

申しわけございません。今手元に資料を持ち合わせておりません。影響ございません。申しわけございません。

○山本経済部長

お尋ねのものにつきましては、毎年そういった収入がございませんことから、影響額はなしということでございます。

○西村委員

きょう一日消費税関連の条例改正がありました。今の9件も国の消費税3%値上げの方針に沿ったやむを得ない条例改正と理解してよろしゅうございますか。

○山本経済部長

これにつきましては、冒頭でご説明いたしましたように、消費税及び地方税法の改正

に伴うものでございますので、やむを得ないものということでございます。

○西村委員

質問を終わります。

○土橋委員長

この際、暫時副委員長と交代いたします。

○大樂副委員長

それでは、暫時委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

【討 論】

○土橋委員

私は一般質問でも申し上げましたけれども、一般会計で処理されている公共料金分は、消費税を納入しなくてもよいことになっており、転嫁しないことで自治体財政に実害は出ないのであります。政府が出している地方公共団体等に対する消費税の特例でも、納税申告の義務もないとはっきり明記されております。にもかかわらず消費税を転嫁させることについては、納得するわけにはいきません。反対をするものであります。

【採 決】：賛成多数「可決すべきもの」

○大樂副委員長

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

②議案第146号 フィッシングパーク光の指定管理者の指定について

【説 明】：藤井水産林業課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では、今の説明について質問をしたいと思います。

今、この指定管理については非公募の形で県漁協光支店に決めたということで、その理由を今の説明では地元の漁業に精通したというように言われました。何をもちて精通したと言われるのか。そして漁協でないとできないのか。他団体でできないの。その辺を検討されたの。お聞かせください。

○藤井水産林業課長

委員さんもお存じかと思いますが、指定管理者制度に移る前に管理委託を県漁協、一—当時は光漁業協同組合にしておりました。これについては漁業権の問題もございます。

地先漁業権は光漁業協同組合にあり、そういった漁業権の問題、それからそういう海の海上の海釣り公園でございますので、そういった安全対策ということで、救命艇も置いてございますが、そういった意味からも当時の光漁業協同組合に管理委託を運営したといった経過がございまして、指定管理者制度に移行して漁協の合併もございましたが、山口県漁業協同組合光支店に指定管理者として委託をしてきて、現在に至っているという経過でございます。

○笹井委員

今幾つか理由を述べられました。私は指定管理にするときに、これは一般論ですが、前にやっていたからとかいうのは、そこは理由にならない。それだったら、もう業者が最初から決まっているわけですから、それをもって非公募にするのは理由としてどうなのかと思っております。今の理由で漁業権が必要であるからということであるとするならば、もうそもそもこれは指定管理ではなくて、もう漁業権があるところなんか漁協しかないのだから、指定管理にそもそもならず、業務委託になるのではないかなと思っております。やはりほかの業者が参入できるかどうかを検討した上で、だめであるという非公募であるということに納得いく説明が聞きたいのですが、ほかの団体が加入できるかどうかの検討は、されたのでしょうか。

○藤井水産林業課長

ほかの団体が加入できるかどうかについて、そもそも論としてはもちろん検討の材料かと思いますが、先ほど申し上げたもの以上に、海釣り公園での魚を釣ることへの指導ができると、そういった釣りの指導ができる団体ということも、その選定理由の一つにあらうかと思っております。地元のいろいろな魚がとれるわけでございますが、その地の状況のこと、魚を釣ることに対しての安全面等々を考えて、山口県漁業協同組合光支店を非公募で指定管理者とすることが案として適当であらうということでございます。

○笹井委員

今回他部局でも指定管理が上がってしまっていて、幾つか疑問も出させていただいているところですが、余りにも非公募が多いと、理由はそれぞれついておりますが、私は指定管理というのは、公募の中でいろいろな団体が手を上げて、その企画とか内容を精査した上で決まる。それが指定管理であり、その施設の効果的な運営につながると思っております。一応今回の理由と、この議案に関しては了解いたしました。今後とも指定管理のあり方については、私も勉強してまたいろいろ質問していきたいと思っております。

○西村委員

きょう午前中からずっと同じ質問しているので、最後ですから、教えてください。

187ページ、指定管理候補者の収支における26年度の経費の見積額92万6,000円、前年度は95万円ですかね、2万4,000円の減額となっております。その増減の内容と、それ

からその下に消費税法等による改正の影響額を含むと、こう注意書きがありますが、このあたりの説明をもう少しお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○藤井水産林業課長

大変申しわけございません。これは、指定管理料でございます。これまでここに187ページに書いてございますように、21年度から25年度までの年間の指定管理料を95万円ということとしておりました。

光支店との協議もございまして、この指定管理料について消費税の改正というのは、これから消費税の改正に伴う影響額というのは消費税の変更を見込んで、この減額を今予定しておりますことから、これを加味したもので増減額を2万4,000円としているところでございます。

○山本経済部長

これまでの5年間の実績を踏まえまして、今後の指定管理料を精査いたしました結果、この92万6,000円ということになったものでございまして、これは事業者の努力という部分でございます。

○西村委員

ありがとうございました。余り準備なしで質問しましたから、またよく教えてください。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

③議案第96号 平成25年度光市一般会計補正予算（第5号）

【説 明】：杉岡商工観光課長 ～ 別紙説明書のとおり
：田中経済部次長 ～ 別紙説明書のとおり
：藤井水産林業課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

【質 疑】

○笹井委員

では、室積海岸の保全事業についてお聞きします。この当初予算でも説明のあったところですが、具体的にこの時期にきて試験的な土砂の、砂の運搬と投入が開始されたと聞いておりますので、その実施状況について、お聞きしたいと思います。

○藤井水産林業課長

それでは、試験養浜に着手しました現在の状況についてご説明をいたします。

委員仰せのように、今年度1万 m^3 の試験養浜に着手したところでございます。県の港湾課からの最終許可を11月8日に受けまして、その後徳山海上保安部の許可を11月22日に受けまして、11月25日からの工事を着手予定としていたところではございます。

しかしながら、冬の時期で海上の波浪、それから潮の満ち引きとの関係で船の作業ができない日が多いことから、これまで4日の作業で松原の方に約1,600 m^3 を搬入したところでございます。また、搬入前は事前に港湾工事等の安全の確認のため、機雷や爆弾等の海中の存在を確認するために、磁気探査調査を行っております。天候等で少し進捗が遅れ気味でございますことから、業者と協議しまして、土曜と祝日につきましても、気象条件が整えば施工を行っていくこととしております。

○笹井委員

わかりました。きょう現在で4日間ほど砂を入れたということですが、入れた砂というのは、これが根付くのかどうなのか、これもやってみないとわからないことだし、地元民としても不安には思っているところですが、現在きちんと根付く状況、もしくは流れてしまったというような、そういうことが確認できる状態なのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○藤井水産林業課長

根付くかどうかのご質問でございますが、当然、波により一番海面に近いところは洗われるという状況が既に起こっております。流れている部分は、それを全部ストックできませんが、予定の1万 m^3 を2カ所に分けて運んでおいて、その後の調査をしていくということでございますので今はまだ、運ぶという段階で、そのストックする2カ所に計画量を運んだ後、その調査を追跡で測量、あるいはカメラや、もろもろの専門的な機材を使って検証を続けていくというようなことになろうかと思っております。

○笹井委員

わかりました。また現地もこれから見ていきたいと思っておりますし、また再々聞くとお聞きしますので、ひとつよろしくお願ひします。

以 上